

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月22日

【会社名】 シスコ・システムズ・インク  
(Cisco Systems, Inc.)

【代表者の役職氏名】 上席副社長、コーポレート・コントローラー兼  
最高会計責任者  
プラット・S. バット  
(Prat S. Bhatt, Senior Vice President,  
Corporate Controller and Chief Accounting Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国95134-1706カリフォルニア州  
サンノゼ市、ウエスト・タスマン・ドライブ 170番地  
(170 West Tasman Drive, San Jose,  
CA 95134-1706 U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 石 井 禎

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー28階  
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 東 崎 雅 夫  
弁護士 伊 東 玄一郎  
弁護士 蜂須賀 敬 子

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー28階  
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【縦覧に供する場所】 なし

(注1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」、「米ドル」又は「\$」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1米ドル=124.77円(株式会社三菱東京UFJ銀行の2015年6月2日現在の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。

(注2) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

## 1 【提出理由】

2015年5月20日、シスコ・システムズ・インク（以下「当社」という。）は、2014年7月30日開催の当社取締役会会議において修正・更新が承認され、2014年11月20日開催の当社年次株主総会で承認された、シスコ・システムズ・インク・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン（以下「本プラン」という。）及びシスコ・システムズ・インク・インターナショナル・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン（以下「本サブプラン」といい、「本プラン」及び「本サブプラン」を総称して、以下「本プラン」という。）に基づき、本邦以外の地域において、当社または当社の関連会社に所属する、本プランに参加する適格性を有する従業員（以下「適格従業員」という。）約66,829名（本プランに加入する適格従業員を以下「加入者」という。）を対象とした、当社普通株式を目的とする新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始した。

2015年5月1日、当社取締役会（以下、「取締役会」という。）は、チャールズ・H・ロビンズ氏を2015年7月26日付で最高経営責任者に任命した。ロビンズ氏の任命に関連し、ジョン・T・チェンバーズ氏は、最高経営責任者の職を辞することを取締役に通知した。チェンバーズ氏は、当社取締役会の会長を続行し、2015年7月26日付で経営執行役会長に就任する。

このため、当社は金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、第19条第2項第1号及び第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

（注）別段の記載がある場合を除き、本臨時報告書において定義されずに使用されている用語については、本プランにおけるのと同様の意味を有するものとする。

## 2 【報告内容】

### 1. 海外における有価証券の募集（2015年5月20日募集開始）

#### (1) 有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本プランに基づき、毎年1月及び7月の米国の最初の営業日に開始する24ヶ月の実施期間中に、6ヶ月からなる購入期間4期を設ける。適格従業員は、本プランに加入するために、本プランの運営のため取締役会または取締役会によって随時指名される2人以上の取締役によって構成された委員会（以下、「プラン運営者」という。）が用意した所定の登録申込（購入合意及び給与天引合意を含む。）を完了しなければならない。加入者は、当該購入期間において、加入者が承認した給与天引によって普通株式購入に対する支払いを行う。かかる給与天引は、加入者の適格所得の10%を上限とする。

本新株予約権は、本プランに基づき、各購入期間内において自己の報酬の最大10%を株式購入資金として拠出し、米国ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット（以下、「NASDAQ」という。）における当社普通株式の、(i)24ヶ月の実施期間（6ヶ月からなる購入期間4期により構成される）の最初の取引日における公正市場価格又は(ii)6ヶ月の購入期間の米国の最終営業日における公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額により、当社普通株式を購入することができる権利である（但し、本プランに定める通り、従業員は給与天引率を自己の適格所得の1%から10%の間で選択することができる。）。最終的な購入価格は、購入日まで明らかにはならない。新たに始まる購入期間の最初の取引日における普通株式の公正市場価格が、現在進行中の2年間の実施期間の最初の取引日における普通株式の公正市場価格よりも低い場合、より低い株価による恩恵を享受することができる様、現在進行中の実施期間の加入者全てについても、新たに始まる実施期間が自動的に適用される。

本プランにおいては、各購入期間における参加者の拠出額を、上記により決定される購入価格で除すことにより、割当株式数が決定される。したがって、当社普通株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の行使価額も下落し、その結果、本新株予約権の行使により参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。但し、拠出金の額（本新株予約権の行使に際して支払われるべき金額の総額）は予め定められており、株価によって変動することはない。

本新株予約権は、当社及び当社関連会社の適格従業員に対し、本プランへの参加を通して当社の財産持分を取得する機会を提供することを目的としたものである。適格従業員による参加は任意であり、本新株予約権の行使に際して支払われるべき金額は、各加入者が自己の報酬の10%を上限として各自決定する拠出額により決まるため、上記の払込金額について下限は定められていない。

また、本プランにより参加者に発行可能な総株式数は合計621.4百万株であり、購入日に加入者によって購入可能な最大株式数は22,500株である。

各参加者の本新株予約権の対象となる普通株式は、購入期間の米国の最終営業日に、加入者のために自動的に購入される。本プランには、当社の決定による、当社による本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。

但し、以下の場合、本新株予約権は消滅し、これにより本新株予約権が行使されない可能性がある。

- ・ 加入者が購入期間中、本プランから脱退した場合
- ・ 本新株予約権が付与されている間に、加入者が適格従業員でなくなった場合

また、株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合若しくは交換、会社の分離又は分割、企業再編、清算、又はその他類似の事由が生じた場合、本新株予約権の対象となる株式及びその数は、プラン運営者がその裁量により適当とみなす方法をもって調整される可能性がある。

## (2) 新株予約権の内容等

### (イ) 発行数

13,591,369個(見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注)本報告書の提出日時点においては、本募集にかかわる6ヶ月の購入期間(自2015年7月1日至2015年12月31日)における拠出額並びに購入価格は確定しない。そこで、適格従業員全員が本プランに加入し、且つ上限に当たる適格所得の10%を拠出したと仮定し、かかる購入期間における最大拠出見込額を335,978,652米ドル(41,920,056,410円)とする。上記「発行数」は、かかる最大拠出見込額を2015年6月2日の当社普通株式のNASDAQにおける終値29.08米ドル(3,628円)の85%の値(24.72米ドル(3,084円))で除することにより算出したものである。

### (ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

### (ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

## (二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

### 1 株式の種類

シスコ・システムズ・インク記名式額面普通株式(額面金額0.001米ドル)

(注) 本新株予約権の目的となる普通株式は、新規発行株式を使用する予定である。

(注) 合併、統合、組織再編、または株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合、若しくはその他類似の事由により、本プランに基づき購入可能な普通株式に何らかの変更がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる株式の種類及びその数、また普通株式1株当たりの価格について適切な調整を加える可能性がある。

### 2 株式の内容

1. 配当請求権： 当該時点において発行済の、優先配当権つき種類株式の保有者が有する優先配当を受ける権利には劣後するが、普通株式保有者は、取締役会が配当宣言をした時点で、同宣言が定める通り、当該目的のために適法に利用できる会社資産から、取締役会が随時宣言する配当を受取る権利を有するものとする。

2. 残余財産分配請求権： 当該時点において発行済の、優先配当権つき種類株式の保有者が有する優先的に残余財産の分配を受ける権利には劣後するが、会社清算、解散もしくは整理の時点で、残余財産は普通株式保有者に分配されるものとする。

3. 償還： 普通株式は償還不能である。

4. 議決権： 各普通株式の保有者は、議決権を一つ持つものとし、本会社の付属定款に従って株主総会招集通知を受ける権利を持つものとし、かつ法律が定める事案について法律が定める方法で票を投ずることができるものとする。

### 3 株式の数

本新株予約権の行使によって発行される株式の数は、各購入期間中、給与天引によって加入者から集められた金額を、当該購入期間における購入価格で除することによって獲得される株式の総数となる。

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：13,591,369株(見込数)

(注) 合併、統合、組織再編、または株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合、若しくはその他類似の事由により、本プランに基づき購入可能な普通株式に何らかの変更がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる株式の種類及びその数、また普通株式1株当たりの価格について適切な調整を加える可能性がある。

(注) 購入日において、加入者は、加入者の承認した給与天引によって当該購入期間中に積み立てられた拠出金を用い、(i)24ヶ月の実施期間の最初の取引日における当社普通株式の公正市場価格の85%、または、(ii)本新株予約権が行使される日(当該購入期間の米国における最終営業日)における当社普通株式の公正市場価格の85%(いずれもNASDAQにおいて報告される価格)、のいずれか低い方に少なくとも相当する価格で、当社普通株式を購入することができる。したがって、本報告書の提出日時点においては、本新株予約権の目的となる株式数は確定しない。そこで、便宜上、当該購入期間における最大拠出見込額(本募集の対象となる適格従業員全員が本プランに参加し、且つ上限に当たる適格所得の10%を拠出したと仮定した場合の金額)335,978,652米ドル(41,920,056,410円)を、2015年6月2日のNASDAQにおける当社普通株式の終値29.08米ドル(3,628円)の85%の値(24.72米ドル(3,084円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる株式の見込数とした(上記(イ)の注を参照)。

(ホ) 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個あたり24.72米ドル(3,084円)

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：

335,978,642米ドル(41,920,055,162円)

(注) 合併、統合、組織再編、または株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合、若しくはその他類似の事由により、本プランに基づき購入可能な普通株式に何らかの変更がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる株式の種類及びその数、また普通株式1株当たりの価格について適切な調整を加える可能性がある。

(注) 上述の通り、購入価格は未定のため、便宜上、2015年6月2日のNASDAQにおける当社普通株式の終値(29.08米ドル(3,628円))の85%の価格(24.72米ドル(3,084円))を「新株予約権の行使時の払込金額」とした。実際の購入価格は、(i)実施期間の最初の取引日における当社普通株式の公正市場価格の85%、または、(ii)本新株予約権が行使される日(当該購入期間の米国における最終営業日)における当社普通株式の公正市場価格の85%(いずれもNASDAQにおいて報告される価格)、のいずれか低い方に少なくとも相当する価格となる。本募集の場合、当該購入期間の米国における最終営業日は2015年12月31日となる(上述(二)の3の注を参照)。

(注) 上述の通り、拠出額は未定のため、便宜上、(本募集にかかる)購入期間中における加入者からの最大拠出見込額を基に、「新株予約権の行使時の払込金額の総額」を算出した(上述(二)の3の注を参照)。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2015年12月31日

(注) 当該行使日において、本プラン参加者の本新株予約権は全て自動的に行使される。ただし、当該行使日が米国における営業日でない場合には、当該日の直前の営業日に行使されるものとする。

(ト) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の(行使の)条件は本プランに定められている。かかる条件としては、以下が挙げられる：

1. いずれの購入日においても、加入者は本プラン第7条(b)に定める株式購入限度を超えてはならない。

2. 本プラン第7条(d)に定める通り、購入期間からの加入者の脱退は取消不能であり、当該加入者がその後の購入期間に再加入を望む場合には、当該加入者は再申込手続きを行うことが必要になる。

3. 本プラン第7条(e)に定める通り、本新株予約権が付与されている間に加入者が適格従業員でなくなった場合には、その本新株予約権は直ちに消滅する。但し、本プランに定める通り、加入者が死亡若しくは永続的な身体障害者となった場合は例外とする。かかる雇用関係の終了が発生した購入期間中における加入者の全ての積立金については、本プラン第7条(e)を参照のこと。

4. 当社が存続会社とならない組織再編がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、本プランに基づき付与された本新株予約権は全て自動的に行使される。詳細については、本プラン第7条(k)を参照のこと。

5. 本プラン第9条に定める通り、プラン運営者はその裁量により、随時、本プランを改訂、修正、中断または中止することができる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額  
1株当り 0.001米ドル(0円)

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本プランに基づく本新株予約権は、遺言または相続・遺産分割に関する法律によらない限り、譲渡または移転させることができない。そして、加入者の生存期間中は、加入者のみはその本新株予約権を行使することができる。

(3) 発行方法

当社または当社の関連会社(日本を除く)に所属する、本プランにおける適格従業員66,829名への新株予約権の無償付与

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、ハンガリー、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キューバ、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、カタール、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウルグアイ

(6) 新規発行による手取金の額および使途

手取金： 335,978,642米ドル（41,920,055,162円）

（注）手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額（335,978,642米ドル（41,920,055,162円））を合算した金額から、発行諸費用の概算額（0米ドル（0円））を控除した額である。

使途： 本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額（335,978,642米ドル（41,920,055,162円））は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2015年7月1日

(8) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

(イ) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、当社及び当社関連会社の適格従業員に対し、本プランへの参加を通して、当社の財産持分を取得する機会を提供するために導入された。適格従業員に対して本プランに基づく新株予約権を付与し、当社の財産持分を取得する機会を提供することにより、適格従業員が、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを有することが期待され、また同時に、当社の発展に必要な不可欠な競争力ある人材の獲得・維持が期待できる。これにより、当社の既存株主は本プランに基づく新株予約権の付与による利益を享受することが可能である。

(ロ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プランに定められるものとし、プラン運営者が用意した所定の登録申込書を作成することとする。

(ハ) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

(ニ) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

(ホ) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし

(11) 提出者の資本の額および発行済株式総数

(イ) 資本の額

普通株式及び払込余剰金 43,133百万米ドル(5,381,704百万円)(2015年4月25日現在)

(ロ) 発行済株式総数

普通株式

5,085,888,730 (2015年5月15日現在)

## 2. 最高経営責任者の異動

(1) 当該異動に係る代表者の氏名、職名及び生年月日

退任

氏名： ジョン・T・チェンバーズ (John T. Chambers)  
65歳(2015年5月4日現在)  
役職名： 最高経営責任者 (Chief Executive Officer)

就任

氏名： チャールズ・H・ロビンズ (Charles H. Robbins)  
49歳(2015年5月4日現在)  
役職名： 最高経営責任者 (Chief Executive Officer)

(2) 当該異動の年月日

2015年7月26日(取締役会決議日：2015年5月1日)

(3) 当該代表者の所有株式数<sup>1</sup>

ジョン・T・チェンバーズ： 5,173,733株  
チャールズ・H・ロビンズ： 323,507株

(4) 新たに代表者となった者の主要略歴

ロビンズ氏(49歳)は、1997年12月にシスコに入社後、2002年3月まで販売組織で様々な管理職を務めた。2002年3月に副社長に昇任、米国のチャネル・セールス組織を、また、2005年7月にカナダのチャネル・セールス組織を統率することとなった。2007年12月、米国のコマーシャル上席副社長に昇任、2009年8月、米国エンタープライズ・コマーシャル・アンド・カナダ上席副社長に就任した。2011年7月、ロビンズ氏は南北アメリカ担当上席副社長に任命された。また2012年10月、ロビンズ氏は全世界フィールド・オペレーションズ上席副社長に昇任した。

<sup>1</sup> 2014年7月26日現在、実質的保有権はSEC諸規則に基づき決定され、一般的には有価証券に係る議決権若しくは投資権が含まれる。2014年7月26日現在各人が実質的に保有する株式数には、オプションの行使又は制限株式ユニットの権利確定により取得される株式を含め、2014年7月26日以降60日以内に各人が取得する権利を有する普通株式が含まれている。上記に含まれる制限株式ユニットは、2014年7月26日現在発行済みで2014年7月26日から60日以内に権利が確定し清算されものに限られる。業績目標を達成したことが証明され2014年9月11日に権利が確定し清算された業績連動型制限株式ユニットについては、2014年7月26日の時点で、かかる権利が確定するためには時間の経過以外の重大な条件を充足することが前提となっていたため、上記には含まれていない。